

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成30年9月20日(2018.9.20)

【公開番号】特開2017-144320(P2017-144320A)

【公開日】平成29年8月24日(2017.8.24)

【年通号数】公開・登録公報2017-032

【出願番号】特願2017-110010(P2017-110010)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 2 6 Z

【手続補正書】

【提出日】平成30年8月6日(2018.8.6)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

チップ底面に複数の端子が配列された底面端子型電子部品を第1面側に装着するとともに、

第2面側において、前記底面端子型電子部品の装着位置の裏側にあたる位置に装着された電子部品を含む複数の電子部品による電子部品群を、部品側囲い線により複数の電子部品群に区分し、

前記区分した各電子部品群のそれぞれに対応して、前記底面端子型電子部品の裏側にあたる位置以外の位置に、個々の電子部品の情報を示すために視認可能に表記された複数の識別情報から成り、対応する電子部品群の電子部品の配置と略同一の配置関係で識別情報が配置されている識別情報群を有する電子回路基板が取り付けられており、

前記識別情報群は、前記電子回路基板において形成された配線パターンと重なる位置に視認可能な状態で表記される識別情報を有することを特徴とする

遊技機。

【請求項2】

前記第1面側において、前記底面端子型電子部品について、列方向の端子位置を示す第1端子情報と、行方向の端子位置を示す第2端子情報が、視認可能に表記されている請求項1に記載の遊技機。

【請求項3】

前記配線パターンと重なる位置に識別情報を形成する文字が視認可能な状態で表記されている

請求項1又は請求項2に記載の遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 6

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 6】

本発明に係る遊技機は、チップ底面に複数の端子が配列された底面端子型電子部品を第1面側に装着するとともに、第2面側において、前記底面端子型電子部品の装着位置の裏

側にあたる位置に装着された電子部品を含む複数の電子部品による電子部品群を、部品側
囲い線により複数の電子部品群に区分し、前記区分した各電子部品群のそれぞれに対応し
て、前記底面端子型電子部品の裏側にあたる位置以外の位置に、個々の電子部品の情報を
示すために視認可能に表記された複数の識別情報から成り、対応する電子部品群の電子部
品の配置と略同一の配置関係で識別情報が配置されている識別情報群を有する電子回路基
板が取り付けられており、前記識別情報群は、前記電子回路基板において形成された配線
パターンと重なる位置に視認可能な状態で表記される識別情報を有することを特徴とする
。

また上記の遊技機においては、前記第1面側において、前記底面端子型電子部品につい
て、列方向の端子位置を示す第1端子情報と、行方向の端子位置を示す第2端子情報が、
視認可能に表記されていることが考えられる。

また上記の遊技機においては、前記配線パターンと重なる位置に識別情報を形成する文
字が視認可能な状態で表記されていることが考えられる。

また複数の電子回路基板が搭載される遊技機において、基板管理番号が、その構成文字
が横一列の文字列によって記載される第1記載形式ではない第2記載形式で記載されてい
る電子回路基板を有するものであることも考えられる。

通常、基板管理番号は、横一列に連続する文字（数字や記号を含む）による文字列によ
る第1記載形式で記載されるが、この場合、基板上で記載領域が十分に確保できないとき
には各文字を極度に小さくしなければならない。そこで第2記載形式による記載を行うこ
とで、十分な文字サイズでの基板管理番号の記載を可能とする。

なお本明細書及び特許請求の範囲において、「文字」とはアルファベット、ひらがな、
カタカナ、数字、記号等、基板管理番号に使用されるものの総称として用いている。